

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(近江八幡市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇	四ツ俣	1940	田	5,900	賃借権	水田	R5.11.1	R7.12.31	2年2ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野		2309	田	3,457	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野		2378	田	1,517	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野		2547	田	3,363	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野		2611	田	3,500	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野	蒲生野	2548	田	1,300	賃借権	水田	R5.11.1	R7.12.31	2年2ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野	東ノ角	2389	田	4,124	賃借権	水田	R5.11.1	R7.12.31	2年2ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	畑 与史伸	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野		2351	田	2,909	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	畑 与史伸	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野	出口	2336	田	2,038	賃借権	水田	R5.11.1	R8.12.31	3年2ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	農事組合法人 御所内営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	御所内町		1053	田	2,997	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	農事組合法人 御所内営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	御所内町		1054	田	2,996	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	農事組合法人 中小森ファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	中小森町		1318	田	3,317	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	農事組合法人 中小森ファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	中小森町		1362	田	2,925	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	農事組合法人 中小森ファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	八木町		594	田	3,004	賃借権	水田	R5.11.1	R15.12.31	10年2ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	株式会社 ブルースカイファーム松村	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	西庄町		3114	田	1,024	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき